

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成25年7月2日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	平野 大
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	逸見 佳代
同	加藤 玲磨
同	久保 俊明
同	殖栗 健一
同	柴田 健太朗

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、105万9555円及びこれに対する平成23年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成23年8月26日、市川税務署の国税調査官から、原告宅において税務調査を受けた際、国税調査官から怒鳴るなどの違法な行為を受け、その結果、持病を悪化させられたと主張し、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、通院治療費5万9555円及び慰謝料100万円の合計105万9555円並びにこれに対する不法行為の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことを求めた事案である。

1 前提となる事実

- (1) 原告は、クリーニング業を営む株式会社A(以下「A」という。)の代表者であり、個人としても不動産賃貸等を業としている。
- (2) 原告は、平成10年、急性白血病を発症し、その後も入退院を繰り返していた。
- (3) 市川税務署所属の特別国税調査官乙(以下「乙」という。)及び特別国税調査官付上席国税調査官丙(以下「丙」という。)は、平成23年7月28日、原告宅を訪問して税務調査に着手し、原告から帳簿書類等を借り受けて調査を開始した。
- (4) 乙及び丙は、同年8月26日午後、原告宅に赴き、原告に対し、架空経費の計上等を指摘し、これに関する説明を求めた。

- (5) 原告は、平成23年8月29日、B病院において、急性白血病に対する臍帯血移植後、ストレスによる不眠、高血圧により自宅療養が必要である旨の診断を受け、その後、数度にわたり通院を行った。原告は、平成24年1月19日には、ストレスによる不眠、高血圧及びうつ状態が悪化しており、自宅での長期安静と外来通院が必要である旨の診断を受けた。(甲1～3)
- (6) 原告は、前記(5)の通院時の治療費として合計5万9555円を支払った(甲4～9)。
- (7) 乙及び丙は、平成24年3月1日、丁税理士(以下「丁税理士」という。)を通じて原告に対し、原告に対する税務調査の結果を伝え、所得税の修正申告をすることを促したが、原告がこれに応じなかったため、市川税務署長は、原告に対し、同月12日付けで、平成20年分から平成22年分までの所得税の更正処分及び重加算税等の賦課決定処分をした。

2 争点

- (1) 乙は、原告に対し、原告宅における税務調査において怒鳴るなどの違法な行為をしたか。
(原告の主張)

乙は、平成23年8月26日、原告宅における税務調査において、原告が継続的に高血圧、不眠、精神障害等の症状を有し、体調不良であることを知りながら、原告に対し、「お前は犯罪者なのに何を言うか。こら、とぼけるんじゃないぞ。おい、お前分かっているのか。脱税していて何言ってるんだ。この犯罪者が。身体が悪いなんて嘘言いやがって、ばかやろう。貴様。お前みたいの許すか。とことん追いつめてやる。」などと怒鳴った。原告は、体調不良に加え、乙から怒鳴られたことによって血圧が急上昇し、動悸がして意識が朦朧となり、その場に倒れてしまったが、乙らは、救急車を呼ぶこともなく原告を放置して帰ってしまった。

(被告の主張)

乙は、原告が主張する発言はしておらず、原告が、意識朦朧となって倒れた事実もない。乙は、所得税法234条1項所定の質問検査権に基づき、架空経費の計上等を指摘し、これについての説明を求めるとともに、今後は適正な申告に努めるように指導したにとどまり、乙の行為に国家賠償法1条1項の違法は存在しない。

- (2) 原告は、乙の行為によって持病を悪化させられたか。持病を悪化させられたとして、これによって原告が被った損害額はいくらか。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

- (1) 前提となる事実、甲13、乙1～4、証人乙、証人丙、原告本人及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 乙及び丙は、平成23年7月28日、原告宅を訪問し、原告に対する税務調査に着手した。

なお、同日の調査の際には、原告から税務申告の依頼を受けていた戊税理士(以下「戊税理士」という。)が立ち会っていたが、原告は、同年8月26日、戊税理士を解任し、同年9月5日、丁税理士を選任した。

イ 乙及び丙は、原告から呈示を受けた帳簿書類等の中に、ただし書き部分等の記載が修正液で消され、手書きで「メゾンAシャッター工事」と書き加えられた原告宛ての領収書(以下「本件領収書」という。乙2の1)を発見した。

ウ 乙及び丙は、原告が、本件領収書の改ざんを認めたことから、原告に対し、領収書を改ざんして申告書に反映させ、所得金額を減らした行為は悪質であり、一種の犯罪行為に当たる

旨指摘し、ほかにも改ざんされた領収書があるかどうかを問うたところ、原告は、このほかにも改ざんした領収書はない旨答えた。

エ 乙及び丙は、原告から帳簿書類等を借用した上で、原告宅を辞去し、原告から借用した帳簿書類等を更に調査したところ、本件領収書のほかにも不審な領収書があることが判明したため、領収書の発行者に対して反面調査を実施した。その結果、原告がAで支出した費用を原告の不動産所得の経費として支出したかのように仮装し、架空の経費を計上したことが認められた。

オ 乙及び丙は、平成23年8月26日、税務調査のため原告宅を訪問し、原告宅の和室において、机を挟んで原告と向かい合って座布団の上に座った。原告は、乙及び丙に対し、戊税理士を解任したこと及び訴訟の提起を考えていることを話し、税務調査の内容を録音したいと述べたが、乙は、録音は許可できないと答えた。また、原告は、乙及び丙に対し、反面調査を行った理由を尋ねたところ、乙は、真実を確認するために、質問検査権に基づき、取引先に対して反面調査を行う必要があった旨を答えた。

カ 原告は、乙及び丙に対し、青色申告の取消しと重加算税の賦課はやめて欲しい旨述べたところ、乙は、原告の行為は悪質であり、一種の犯罪行為、脱税行為に当たること、青色申告の取消しについては要件を検討すること、重加算税については、原告の行為が仮装、隠蔽行為に当たることから、法律に従って賦課されるべきであると答えた。すると、原告は、涙を流しながら、「ああもうやめてください。」などと述べ、さらに小さな声で、「もうそんなこと言わなくてもいいんじゃないですか。ちょっと少なくしただけなのに。」などと述べて、身体を左側にゆっくりと傾斜させていき、そのまま、座布団の上に横たわった。数秒後、原告は自力で起き上がり、原告宅の水屋に向けて歩き出し、丙は、原告に付き添って水屋に行った。原告が和室に戻ってきた際、乙は、原告に対し、「大丈夫ですか。すみませんでした。どうか勘弁して下さい。」などと告げるとともに、座布団から下りて、両手を畳につき、深く頭を下げた。

キ 乙は、同日の税務調査を継続することは困難であると判断し、同日の税務調査を打ち切った。原告は、丙に対し、今後どうしたらいいかを尋ねたところ、丙は、新しい税理士を早く決めるように告げた。その後、原告と乙及び丙は、原告の帳簿書類等を返却する日を翌週の火曜日と定めて、乙及び丙は原告宅から辞去した。その際、乙は、原告に対し、「すみませんでした。」と告げた。

ク 丙は、同日中に、原告宅を再訪し、原告に帳簿書類等を手渡した。

ケ 乙及び丙は、平成24年3月1日、丁税理士を通じて原告に対し、原告に対する税務調査の結果を伝え、所得税の修正申告をすることを促したが、原告がこれに応じなかったため、市川税務署長は、原告に対し、同月12日付けで、平成20年分から平成22年分までの所得税の更正処分及び重加算税等の賦課決定処分をした。原告は、この賦課決定処分に対して不服申立てをしていない。

(2) 原告は、平成23年8月26日の税務調査において、乙から、「お前は犯罪者なのに何を言うか。こら、とぼけるんじゃないぞ。おい、お前分かっているのか。脱税していて何言ってるんだ。この犯罪者が。身体が悪いなんて嘘言いやがって。ばかやろう。貴様。お前みたいの許すか。とことん追いつめてやる。」などと怒鳴られ、意識が朦朧となって倒れてしまい、3分間くらい横になったあと、丙の肩につかまって水屋に行き、和室に戻ったあとも横になっていた、

救急車を早く呼んで欲しいと思っていたが、声が震えて出なかったので、救急車を呼んでくれとは言わなかった旨を供述する（原告の陳述書である甲 1 2 にも同旨の記載がある。）。

しかしながら、原告の供述は、これを裏付ける的確な証拠は存在しないばかりか、前記認定事実によって認められる本件調査の経過に照らして不自然というべきであり、採用することができず、他に原告主張の事実を認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上の検討によって、乙が原告に対して怒鳴るほどの違法な行為をした事実は認めることはできないから、争点(2)について検討を尽くすまでもなく、原告の主張は理由がない。

2 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 2 5 部

裁判長裁判官 甲斐 哲彦

裁判官 家原 尚秀

裁判官 池本 拓馬